

南島原市監査委員公表第 5 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、南島原市長から令和 2 年度公の施設の指定管理者監査の結果に基づく措置について通知を受けたので、同項の規定により公表します。

令和 3 年 12 月 28 日

南島原市監査委員 宮 崎 太

南島原市監査委員 吉 田 幸一郎

公の施設の指定管理者監査の結果に基づく措置の状況

3南監第17号（令和3年5月13日付）分

地域振興部 観光振興課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p>(1)関係例規の遵守について</p> <p>指定管理者の事業報告書、年度事業計画書及び収支計画書の提出について、指定管理者を指導する立場の所管課が条例及び協定書に定められている提出期限の認識がなく、収受事務が行われていない状況である。</p> <p>条例及び協定書の規定を正しく認識するとともに、各年度の報告書等の提出を期限内に履行させるよう指導監督に努められたい。</p>	<p>(1) 指定管理者の事業報告書、年度事業計画書及び収支計画書の提出について、期限内の収受ができておらず、誠に申し訳ありません。改めて、条例や協定書を認識しなおすとともに、条例や協定書に定められた指導監督に努めてまいります。</p>
<p>(2)指定管理者に対する指導監督について</p> <p>団体に関する指摘事項について、AEDの訓練や備品管理が適切に行われるよう指導監督に努められたい。</p>	<p>(2) AEDの今年度の訓練につきましては、消防署指導のもと6月1日に実施されております。来年度以降につきましても、毎年実施していただくよう指導を行います。</p> <p>備品管理につきましては、写真管理をするなど、分かりやすい管理台帳を作成されました。複数ある備品については枝番管理を行い、廃棄・交換時は適宜台帳にて処理内容を経過に記されることとなっております。今後につきましては、適切な更新を務めていただくよう指導を行ってまいります。</p>